

2013年10月21日  
UNISEC規第13-17号

## 役員等報酬及び費用弁償規程

N P O 法人 大学宇宙工学コンソーシアム

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程はNPO 法人大学宇宙工学コンソーシアム(以下「UNISEC」という。)の職務に従事する役員に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 UNISEC は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

### (費用弁償)

第3条 前条に掲げる者が、この法人の用務で出張したときは、費用実費を弁償する。

### (委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

2011年3月17日  
UNISEC 規10-07号

# 賃 金 規 程

NPO法人 大学宇宙工学コンソーシアム

平成22年4月1日制定

# 第1章 総 則

## (目 的)

第1条 この規程は、NPO法人 大学宇宙工学コンソーシアム（以下「法人」という。）の職員の賃金に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

## (賃金の決定の原則)

第2条 職員の賃金は、職務内容・職員の能力・学歴・経験・勤務成績及び社会的水準・法人の支払能力に応じて決定する。

② 前項の決定に際して、国籍、信条、社会的身分、性別を理由とした差別的取扱いを行わない。

## (適用範囲)

第3条 本規程は、すべての職員に適用する。

ただし、就業規則第2条に規定する正職員以外の職員の賃金について個別に定める事項については、個別に結ぶ雇用契約書によるものとする。

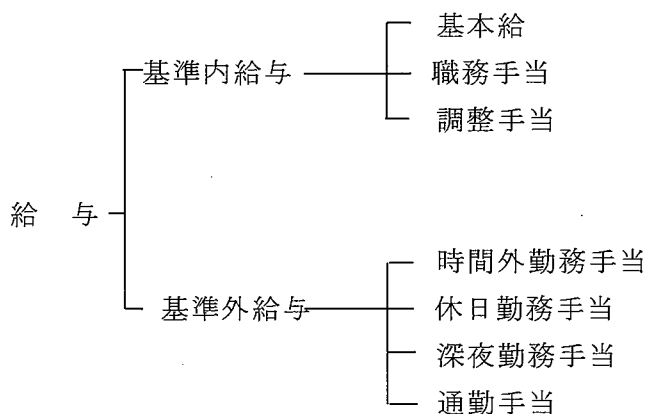
## (賃金の種類)

第4条 賃金は、月例の賃金（以下、「給与」という。）とする。

# 第2章 給与の支払と計算

## (給与体系)

第5条 給与の体系は、下図のとおりとする。



## (給与の計算期間・支給日)

第6条 給与の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌月15日に支給する。ただし、当日が金融機関の休業日の場合はその前日に支給するものとする。

**(給与の支払と控除)**

**第7条** 次に掲げるものを職員の給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (3) その他職員との書面協定により賃金から控除することとしたもの

② 職員の同意を得た場合（かつ職員の代表者と書面により協定した場合）には、当該職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込によることができる。

**(月の途中で給与の変更)**

**第8条** 月の途中において基本給および諸手当に変更があったときは、その事由の生じた日を基準日として、変更により増額する場合は当該月から、変更により減額する場合は翌月から変更する。

**(給与形態)**

**第9条** 正職員の給与はノーワーク・ノーペイを原則とする月給制とする。

**(欠勤における給与の取扱い)**

**第10条** 欠勤があった場合は、1日単位で以下の算式により欠勤日数の給与を控除する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{1 \text{ 給与計算期間内の平均所定労働日数}} \times \text{欠勤日数} \quad (*)$$

(\*) 1 給与計算期間内の平均所定労働日数・・・

年間所定労働日数 240日 / 12カ月 ÷ 20日

- ② 本条は、就業規則第4条に定める管理監督者には適用しない。
- ③ 給与計算期間内のすべての所定労働日を欠勤した場合には、基準内給与は支給しない。

**(遅刻・早退・私用外出における給与の取扱い)**

**第11条** 遅刻・早退・私用外出があった場合は、1時間単位で以下の算式により不就労時間の給与を控除する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{1 \text{ 給与計算期間内の平均所定労働時間}} \times \text{不就労時間} \quad (*)$$

(\*) 1 給与計算期間内の平均所定労働時間・・・

20日（1 給与計算期間内の平均所定労働日数）×

8時間（1日の所定労働時間）＝160時間

- ② 本条は、就業規則第4条に定める管理監督者には適用しない。

### (中途採用者及び退職者の取扱い)

第12条 給与計算期間の途中において、入社または退職した者の当該計算期間の給与は入社以降、または退職までの日数について次のとおり日割り計算により支給する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{1 \text{ 給与計算期間内の所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

### (休暇・休職等における給与の取扱い)

第13条 休暇・休職時の給与の支給については、次のとおり取扱う。

- (1) 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- (2) 産前産後休暇、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児時間、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業および子の看護休暇の期間は無給とする。
- (3) 特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- (4) 休職期間中は無給とする。職員の休職期間中の社会保険料（健康保険、40歳以上は介護保険料含む、厚生年金保険）の本人負担分は、法人で立て替えし保険料の発生の都度、精算し本人から徴収する。
- (5) 公民権行使により職場を離れた時間は、無給とする。
- (6) 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは労働基準法第26条に規定する休業手当を支給する。

### (端数の処理)

第14条 給与の日割計算、時間単価計算において円位未満の端数が生じた場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 中途採用等の日割、超過勤務手当等の時間単価を算出して1円未満端数を生じた場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 前条の不就労控除にあたって生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定は、給与計算期間内を累計して生じた端数の取扱とする。

### (非常時払い)

第15条 次の各号の一に該当する場合において、職員又はその遺族が給与の非常時払いを法人に請求したときは、給与支払日前であっても既往の就労に対する給与の一部又は概算額を支給するものとする。

- (1) 職員または職員の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 職員または職員の収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

- (3) 職員または職員の収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があると法人が認めた場合

#### (給与の即時払い)

**第16条** 職員が次の各号の一つに該当するときは、第6条及び第7条の規定にかかわらず、職員またはその家族若しくは請求権を有する者の請求があった日から7日以内に当該月の給与を支給する。ただし、特段の請求がない場合はこの限りでない。

- (1) 退職し、または解雇されたとき
- (2) 死亡したとき
- ② 前項の請求権者は、第1号の場合は職員本人、同項第2号の場合は遺産相続人であり、これ以外の者の請求または正当な遺産相続人の判定が困難な場合は、支給を拒否するものとする。
- ③ 第1項第2号の場合において、遺産相続人が複数いるときに、そのうちの1人の遺産相続人が請求したときは、他の遺産相続人を代表して請求したものとみなして、その全額を支給する。なお、この全額支給は、すべての遺産相続人の請求により、その全員に対して支給したものとみなす。

### 第3章 給与の構成

#### (基本給)

**第17条** 基本給は職員の年齢、経験、勤続年数を考慮の上、別表に定めるとおり各人ごとに決定する。

#### (職務手当)

**第18条** 職務手当は就業規則第4条に定める職制に応じ、別表のとおり決定する。

#### (調整手当)

**第19条** 調整手当は、職務の困難さ、責任度合い、在職者間のアンバランス、ベースアップ等を調整のため、必要に応じて支給する。

#### (時間外・休日・深夜勤務手当)

**第20条** 時間外・休日・深夜勤務の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

ただし、就業規則第4条の管理監督者に該当する者には、時間外、休日勤務割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外勤務手当（所定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(2) 休日勤務手当

(ア) 法定外休日

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定外休日勤務時間数}$$

(イ) 法定休日

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数}$$

(3) 深夜勤務手当（午後10時から翌午前5時までの間に勤務させた場合）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、自宅から法人まで経済的かつ効率的に公共交通機関を利用した経路についてその実費を支給する。

ただし、1か月あたりの上限は3万5千円とする。

(新規学卒者の初任給)

第22条 新規学卒者の初任給は世間相場、年齢、能力、技能及び職務内容等を勘案して決定する。

(中途採用者の初任給)

第23条 新規学卒者以外の中途採用者の給与は前条を基準として前歴、経験年数等を勘案して決定する。

(給与の改定)

第24条 給与の改定は法人の業績等を勘案し、原則として毎年8月に実施する。

② 法人の業績や職員の勤務成績により、昇給のみならず、改定時期の変更、見合わせ、降給を行うことがある。

この場合、法人は事前に十分な説明を職員に行うものとする。

(賞与)

第25条 賞与については、支給する場合がある。

(退職慰労金)

第26条 退職慰労金については支給しないものとする。



**(付則)**

1. この規程は、平成22年4月1日から実施する。
2. この規則を改廃する場合には、職員代表者の意見を聞いて行なう。

給与別表  
平成 29 年 3 月 31 改定

基本給テーブル表

(単位：円)

号俸	基本給	号俸	基本給	号俸	基本給
1	180,000	18	350,000	35	520,000
2	190,000	19	360,000	36	530,000
3	200,000	20	370,000	37	540,000
4	210,000	21	380,000	38	550,000
5	220,000	22	390,000	39	560,000
6	230,000	23	400,000	40	570,000
7	240,000	24	410,000	41	580,000
8	250,000	25	420,000	42	590,000
9	260,000	26	430,000	43	600,000
10	270,000	27	440,000	44	610,000
11	280,000	28	450,000	45	620,000
12	290,000	29	460,000	46	630,000
13	300,000	30	470,000	47	640,000
14	310,000	31	480,000	48	650,000
15	320,000	32	490,000	49	660,000
16	330,000	33	500,000	50	670,000
17	340,000	34	510,000		

職務手当表

(単位：円)

号俸		評価
部長級	8号以上	50,000
部長補級	6~7号	40,000
課長級	5号	25,000
課長補級	4号	15,000
係長級	3号	10,000
主任級	2号	5,000

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム	事業年度	R4年7月1日～R5年6月30日
-----	------------------------	------	------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取入会金	240,000 円
受取会費	9,465,273 円
事業収入	65,912,123 円
助成金	500,000 円
寄付金	2,628,000 円
その他	1,386,728 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	80,132,124 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
NPO 会員 34 名 (短期借入金)	16,588,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	16,588,000 円

## (3) その他


2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		31,368,972円	宇宙工学研究・教育受託
		6,974,000円	宇宙工学教育
		5,349,242円	宇宙工学教育
		3,200,000円	宇宙工学教育
		2,976,600円	宇宙工学教育

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		6,859,974円	宇宙工学研究委託
		4,935,000円	研究取りまとめ業務委託
		2,088,488円	宇宙工学教育委託
		1,859,000円	事務所賃借・電気代
		1,264,501円	宇宙工学研究委託

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	

				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		衛星研修講師	R4/9/15	250,000円	労働契約に基づく
		衛星研修講師	R4/12/15	225,000円	労働契約に基づく
		衛星研修講師	R5/1/13	200,000円	労働契約に基づく
		衛星研修講師	R5/4/14	80,000円	労働契約に基づく
		衛星研修講師	R5/5/15	40,000円	労働契約に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
該当なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	R4 年 7 月 1 日 ~ R5 年 6 月 30 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
28 人	17,957,619 円





認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム	チェック欄
-----	------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	R4年7月1日～R5年6月30日	20人	0人	0%	3人	15.0%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。  
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。





## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳帳	会計ソフト (会計王)	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ(年度ごとに紙)	毎日	10年
補助元帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ(年度ごとに紙)	毎日	10年
給与台帳	EXCEL 電子帳票 ルーズリーフ	月1回	5年
入出金表	EXCEL 電子帳票	毎日	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人宇宙工学コンソーシアム	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類	○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊸ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">年 月 日～ 年 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	年 月 日～ 年 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	年 月 日～ 年 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>